

定 例 会 議 会 議 録

開 催 日 時	令和6年2月14日（水）午前10時00分 ～ 午後0時00分	
開 催 場 所	特別会議室、公安委員会室	
区 分	『 全 体 会 議 』 議 題 ・ 要 旨	主 管 部
【 報 告 事 項 】	1 令和5年中における被疑者取調べ監督の実施状況について 被疑者取調べ監督の業務は、過去に他県警において警察の不適正な取調べによる事件が発生し、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」が平成21年4月1日に施行され、不適切な取調べの防止を図ることとされたものである。 この規則では、監督対象行為として、被疑者取調べに携わる警察官が、被疑者に対して行う6つの行為が禁止されるとともに、監督の実施状況について毎年度都道府県公安委員会に報告することとされている。令和5年中における当県の監督対象行為はなく、取調べ官の言動に対する弁護士等からの苦情を含む調査事案はあったものの、いずれも不適正な取調べにはあたらないと判断されている。 取調べ監督室では、取調べ室のランダムな視認を指導しており、不適切が疑われる状況の早期発見のほか、取調べ官に対し一定の緊張感を与えるなどしている。その他にも、巡察官による警察署への巡察を実施しているほか、各署取調べ官への指導教養や業務指導、関係簿冊の点検等を実施している。引き続き、捜査部門と連携の上、監督対象行為の絶無を図ってまいりたい。 委 員：今後も被疑者取調べの適正化が保たれるよう、お願いしたい。 総務部長：承知した。	総 務 部

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』	
【 決 裁 事 項 】	1 審査請求の受理について（2件） 2 審査請求の裁決案について 3 自転車防犯登録手数料等の改定について 委 員：昨今の事情から手数料の値上げはやむを得ないことであり、妥当な金額であると思われる。 4 警察職員等の援助要求に対する同意について 5 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等	監 察 課 監 察 課 生活安全企画課 警 備 課 運 転 免 許 課